

第3回

公開セミナー
& 雇用労働相談会参加
無料定員
30名

(定員になり次第締切)

経営者、労働者等どなたでもご参加いただけます

開催日時：平成29年6月21日(水) 18:15～21:15 ※17:45～受付開始

場所：グランフロント大阪北館タワーC8階 ナレッジキャピタルカンファレンスルームタワーC RoomC01
(〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーC8階)

18:15～19:15

セミナーⅠ

「就業規則の基礎知識」

～ 従業員定着のためにも安心できるルール作りを～

「安心して雇える、安心して働いてもらえる」そんな職場環境・企業風土を作り上げるためにも、労使ともに納得できる職場のルール(就業規則)作り・運用が重要です。

このセミナーでは、就業規則を作成・運用するときに必要な法令知識や労使トラブル事例、押さえるべき勘所などを元労働基準監督署の相談員でもある特定社会保険労務士が解説いたします。

【講師】特定社会保険労務士(センター相談員)辻 真吾

社会保険労務士辻総合事務所 所長。労働基準監督署での相談員経験もあり、労使トラブルに精通。中小企業の顧問社労士として、労働相談、労使トラブルの未然防止、就業規則の作成、社会保険手続、助成金申請などの社労士業務を行う傍ら、人事コンサルティング、社員研修講師などにも力を入れている。

19:15～20:15

セミナーⅡ

労働条件を設定・変更する際の留意点

～ 労使トラブル回避のためにあらかじめ知っておくべきこと～

新しく採用する従業員の労働条件を決める際に注意しておくべき点や、現在の労働条件を変更する際に採るべき手続きとその留意点について、実際に問題となった事例を紹介しながら解説します。

一度決めた労働条件を後から変更することは難しく、従業員の納得が得られない場合、労使トラブルに発展する可能性があります。後の紛争を回避するための労働条件の設定・変更について、あらかじめ知っておくべき実務上の重要なポイントをご紹介します。

【講師】弁護士(センター相談員)白井 一成

渡辺橋法律事務所代表弁護士。弁護士登録以来、大阪弁護士会労働問題特別委員会に所属し、主に中小企業における労働法実務を取り扱う。M&A案件での労務デューデリジェンスも複数経験。大阪弁護士会中小企業支援センター協力弁護士。

20:15～20:35

質疑応答

20:35～21:15

雇用労働相談会

【相談対応者】特定社会保険労務士・弁護士(センター相談員)

申込締切：平成29年6月20日(火)

WEB

<http://kecc.jp/>

FAX

06-6371-3195

第3回 公開セミナー&雇用労働相談会

氏名	会社名(役職)	()
住所 (〒 -)		
TEL	E-mail	
<input type="checkbox"/> セミナー終了後に相談を希望する	<input type="checkbox"/> 後日相談を希望する(相談場所：雇用労働相談センター)	